

革命のインド

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

ラス・ビハリ・ボース

革命のインド

書肆心水

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

革命の
インド
目次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

序 13

第一部 インド国民主義と独立運動

一	インドの輪廓	20
二	インドに於ける英国の政治は彼等の言う如く「経済的」か	22
三	インドに於ける英国の帝国主義	29
四	英国統治の下に喘ぐインド	50
五	英国とインドの公債務	64
六	剥奪されたインドの自由	73
七	苦難のインド	82
八	インド国民主義の進展	89
九	革命的独立運動の拡大	116
一〇	英国のインド「自治訓練」の虚偽	153
一一	インドの富は如何に英国に「漏出」したか、又、「漏出」しつつあるか	158
一二	英統治下に於けるインド人民の経済状態	172
一三	飢饉とその原因	179
一四	独立運動の現状	193
一五	「非暴力」運動に関する英人の評論	206

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

一六	英領インド政府の行政費用	210
一七	執行条令によるインド支配	215
一八	黎明期にあるインド婦人の愛国運動	220
第二部 国民の叫び		
一	国民の要求	226
二	立法	236
三	二つの試問	249
四	国民会議と少数民族	253
五	最高法廷	258
六	デモクラシーの否認	262
七	防衛	266
八	産業的差別扱い	272
九	財政	279
一〇	州の自治	285
一一	運用方法	291

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

一、本書はラス・ビハリ・ポース著『革命の印度』（一九三二年、木犀社書院刊行）の全文を取める。ただし、左記の諸点について表記等の変更を施してある。（なお、原本の表紙、本文、奥付のどこにも翻訳者名の表記はない）。

一、原本は旧漢字・旧仮名遣い表記であるが、本書では新漢字・新仮名遣い表記とした。踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用した。明らかな誤植は訂正したが（例、伝導師、一世記前、など）、些細な表記不統一の類は原本のままにした。

一、「帰えった」「楽んだ」「傷ける」など、現代的感覚ではその送り仮名に違和感を強く感じるおそれのある場合限り、その送り仮名を加減した。

一、通用する漢字同土を現代的用法の方に置き換えた場合がある（例、著々と↓着々と）。

一、原本の鉤括弧遣いは『』を基本としているが、本書では現代的に「」を基本とする表記にした。

一、原本記述の正誤を判断しかねる場合、訂正しかねる場合、あえて直すまでもなからう場合などに、原文のままの意で使用する「ママ」のルビは□□^{ママ}のように（ ）で括って表記した。

一、欧文綴りの部分に書式の不統一及び疑問箇所が少なくないが、明らかに訂正しようところのほかは原本のままである（ママのルビ書きも省いた）。カンマ、ピリオド類の用法はなるべく統一した。

一、出典註の直後など頻繁に一行空きがあるが、大きな話題の区切りとなるところや論の流れの上で区切りがあるべきところ以外の一行空きは省いた。

一、難読字には適宜読み仮名ルビを加えた。

一、原文では漢数字綴りの小数点に読点が使用されているが、これは中黒点に置き換えた。

一、現今一般に漢字表記が避けられているものは仮名表記に置き換えた。置き換えたものは次の通り（五

十音順。送り仮名と活用語尾は代表例のみを示す。

愛蘭 (↓アイルランド)、亜細亜 (↓アジア)、阿仏利加 (↓アフリカ)、雖も (↓いえども)、聊か (↓いささか)、孰れ (↓いずれ)、伊太利 (↓イタリア)、苟も (↓いやしくも)、愈よ・愈々 (↓いよいよ)、吋 (↓インチ)、印度 (↓インド)、埃及 (↓エジプト)、和蘭 (↓オランダ)、斯かる (↓かかる)、斯くの (↓かくの)、嘗て (↓かつて)、嘗て (↓かつて)、加奈陀 (↓カナダ)、基督 (↓キリスト)、斯う (↓こう)、此処 (↓ここ)、此の (↓この)、之の (↓この)、斯の (↓この)、是の (↓この)、是 (↓これ)、之 (↓これ)、君府 (↓コンスタンチノーブル)、併し (↓しかし)、併も (↓しかも)、屢々 (↓しばしば)、志 (↓シリング)、其処 (↓そこ)、其の (↓その)、夫れ (↓それ)、畜に (↓ただに)、忽ち (↓たちまち)、丁抹 (↓デンマーク)、独逸 (↓ドイツ)、兎角 (↓とかく)、兎に角 (↓とにかく)、兎も角 (↓ともかく)、弗 (↓ドル)、土耳其 (↓トルコ)、乍ら (↓ながら)、竝に (↓ならびに)、紐育 (↓ニューヨーク)、巴里 (↓パリ)、匈牙利 (↓ハンガリー)、只管 (↓ひたすら)、呎 (↓フィート)、仏蘭西 (↓フランス)、白耳義 (↓ベルギー)、伯林 (↓ベルリン)、片 (↓ペニー)、ペンヌ、磅 (↓ポンド)、哩 (↓マイル)、亦 (↓また)、儘 (↓まま)、若し (↓もし)、猶太耶 (↓ユダヤ)、羅馬 (↓ローマ)、露西亞 (↓ロシア)、倫敦 (↓ロンドン)

SAMPLE
Shoshi-Shinsei.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

革命の
インド

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

序

一九一五年の春二月十九日、パンジャブ州のラホール市を中心として、北部インド全体に亘って武力的革命を起そうとした処が失敗し、数百名のインド聯隊及び聯隊外の同志は捕えられて投獄され、更に銃殺されたので、余は再び外国から援助を得てインド解放運動をする目的で日本に亡命して来た。それは大正四年のことであつた。大隈さんは総理大臣で枢密院顧問官石井菊次郎氏が外務大臣であつた。日本に来て当時日本に亡命中の中華民国の孫逸仙（孫文）と親しく交り、同氏は余に凡ゆる方面に於て援助を与えた。氏は余の身边に就て非常に心配し、特に英国は余を捕えるために、インドに莫大なる金の懸賞を發表し、各停車場、警察署等に余の写真を貼り付け、余の居所を極力搜索していたのである。故に、余が日本に居ると云う事がわかれば、英国政府は余を引渡すことを、日本政府に向つて要求しないとも限らないので、孫氏は余が一日も早く頭山満先生、故寺尾博士等に事情を話して万一の場合に援助を頼んだ方がいいと言つた。それで余は、孫文氏、故宮崎滔天氏の紹介で頭山先生等と知り合いになつたのである。

同年の秋、十一月下旬、突然日本政府から退去命令をうけた。たしか二十七日だつたと思う。翌十二月の二日までに日本を去らなければならぬと云うことが退去命令の内容であつた。二日までの間に日本から出る船は、全部上海を経由しなければならぬようになつたので、余は命令通りに日本を去れば、上海で英国官憲

に捕えられ、死刑に処されることは確かだから、頭山満先生、故犬養前首相等は退去命令の取消し、或は米國に行かれるように期限を延ばすことに努力されたけれども、当時の政府は承知しなかった。で、頭山先生等は外的の方法をとるより道がないと考えた。

同年十二月の一日であった。頭山先生の使いが余の処に来て、夕刻迄に先生のお宅へ来る様にと言われた。当時の東京の各新聞社の代表者は帝國ホテルに集り、余をこの難局から救う為に協議していたので、余は先きに帝國ホテルに行き、代表者に礼を述べ、尽力を頼み、夕刻頭山先生の靈南坂の家に行った。二階の広間に先生の十名以上のお弟子が居られた。余は入るとすぐに日本の外套を着せられ、勝手の裏口から宮川一貫氏に連れられ、裏の方の路へ案内され、そこに待っていた自動車に乗せられて佃信夫氏及び新宿中村屋主人相馬愛蔵氏（義父）に守られて中村屋の裏二階の六畳の間に連れ込まれたのである。頭山先生の表門に余を何時も尾行していた四名の巡査が、余が夜の十二時になっても出て来なかったのも、先生の女中に訪ねたところ、「インドのお客さんは疾うに帰った」と言われて非常に狼狽し、警視庁にこの事を電話で知らせた。で、警視庁は全力を挙げて余を捜査しはじめた。

大正五年四月の中旬まで中村屋の一室に閉じ籠って生活をした。その後頭山先生一派と、当時の政府との間に妥協が成立し、警視庁から、英國に知れない様に余を保護する事が約され、それから凡そ八年間、余は巡査に守られて、東京中を転々として蔭れた生活をしなければならなかった。その後は漸く自由になって、公然に活動が出来るようになった。一方から見れば、余に対する退去命令は余に苦痛を感じさせたのであったが、他方では、この退去問題のために日本人がインド問題に注意する様になった故に、これは不幸中の幸と云わねばならぬ。

その時以来、日本人中の多くの人はインド及びアジア問題を研究する様になり、更に興味を持ちアジア人のためのアジアと云う主義が日毎に拡がったのである。余としてはこの方面に日本人の同志と共に出来るだけ努

力し、数年前に長崎及び上海に於てアジア民族会議を開き、絶えずアジア諸国の事情を日本に紹介して来た。そして昨年、万里閣から『革命アジアの展望』を出版し、昨年はインド文化を紹介する目的で厚生閣から『インド頓智百譚』を出し、今度、木星社よりこの書を出版することになった。

今日、極く少数の白人が多数の有色人を支配していることは不自然で天意に叛いている。この有様を変えて、アジアから白人勢力を駆逐することは、アジア人のみならず、人類に対する愛を持っている正義、人道、自由を崇拜する人々の急務である。インドがアジアに於ける白人帝国主義及び侵略主義の基礎である。この基礎を破壊することが出来れば——インドを英国の悪政から解放することが出来れば、始めてアジアに於ける白人勢力は根絶される故に、インド問題は特に日本人として研究の必要があると思う。その目的の下に、微力ながら余はここにインド問題を論じ、そしてこれに依つて僅か一人の日本人だけでもインドに関する智識を得ることが出来れば、余としては光栄に思うのである。

最後にこの本の原稿が出来上つた後の出来事に就いて少し書き加えたい。

今年の八月に英国政府は、インドに於て来年から実施される新憲法に、種族宗教及び階級別の選挙区制を設けたと発表した。それはインド中央議會でなくて、各州の議會の議員選出のために設けられたのである。勿論、インドの大多数の国民を代表している処のインド国民會議派は、インド人に軍事外交及び財政に就いて完全なる権利を与えないこの新憲法に全然反対である。然し、少部分のインド人はこれに賛成している。

故に政府は無理にもこれを英国議會を通過させて、この憲法によってインドに実力的な所謂議會制度を設ける。然しこの議會に関して、種族、宗教及び階級別の選挙区制令が設けられれば、インド人の国家的觀念が鈍くなり、種族、階級、宗教団体的觀念が強くなるので、エルワタ監獄に監禁されていたマハトマ・ガンジー氏は、九月二十日、絶食断行を発表した。特に新選挙区制に同じインド教徒の階級が別々にされたのは、ガンジー氏の反対の主なる意味であった。

インドとして最悪な、且つ最も不幸なことは、宗教及び階級的闘争である。英国は西暦一七五七年（即ち、始めて現在のベンゴール州に於て政権を取ったとき）以来、この闘争を利用し、離間政策を用いて全インドを征服したのみならず、今日までそれを統治している。その結果はインド人の中に、国家的精神より、寧ろ宗教団体的、或は階級的精神が有力になって来た。而して、インド国民會議が一八八五年に生れて以来、国家的愛国心を奨励して来たため、今日の国民運動は非常なる進歩を遂げることが出来た。国民會議のうちに、凡ゆる宗教、凡ゆる階級の人々が入っていて、この會議を通して全体のインド人に、政治上に宗教団体的、或は階級的觀念でなく、国家的觀念を持たせるために努力している。この主義に基づいて、昨年ロンドンに開かれた第二回英印円卓會議に於て、ガンジー氏は、宗教及び階級種族別の選挙区制に反抗し、一般の選挙的区制を主張したのである。しかし、英国に任命されて円卓會議に出席したインド人代表者はこれに反対した。その結果、この度英国政府は、インドの新憲法に、宗教団体、及び階級別選挙区制を設けることに決定した。例えば、ベンゴールの州議會の總議員数は二百五十名で、その割当ては左の如くである。

回教徒	百十九名
インド教徒	七十名
インド教徒中の最下級の人	十名
英印人	四名
ヨーロッパ人	十一名
商工業方面代表	十九名
大地主	五名
大学代表	三名

SAMPLE
Shoshi-Shi.com

労働者議員

八名

キリスト教のインド人

二名

これを見れば、インド教徒及び回教徒は別々の選挙区を有するのみならず、インド教徒中の最下級の人々にまで別な選挙区を有するのである。又耶蘇^{ヤソ}教徒の中でも、インド人英印人及びヨーロッパ人もまた、別々な選挙区を有するのである。

然るが故に、インド人中に自然に余計な争いが生じるのである。また国家的観念或はインド人的観念は薄くならなければならないのである。それがためこの度インド国民の多数を代表しているインド国民会議の指導者ガンジー氏は、この離間政策上の選挙区制に反対を唱えているのである。ガンジー氏の絶食断行は、英国のこの案に対する反抗の意味というより、寧ろかくの如き非国家的観念の選挙区制に、国民会議派以外のインド人が賛成せぬ様に彼達に訴えているのである。

そこで数日後に、インド教徒中の上中流階級と最下級（被圧迫階級）との選挙区制度に対する妥協が成立し、即ちインド教徒中の階級の選挙区制度が改正され、英国政府も止むを得ずこれに賛成したので、ガンジー氏は絶食を中止した。然しインド教徒以外の、例えば回教徒、耶蘇教徒の場合に宗教団体的選挙区制が残っているのです、この問題は完全に未だ解決されていない。インドとしてはインドの完全なる独立と云う根本問題の解決されない中に、来年、英国がインドに新憲法を与えても、インドの国民会議派は、インド独立運動を中止することは出来ない。今後の十ヶ年はインドとして一番大切な時であって、インドの運命は恐らくこの間に完全に決まるのである。

一九三二年十月

ラス・ビハリ・ボース

第一部

インド国民主義と独立運動

SAMPLE

Shoshi-Shinsui.com

一 インドの輪廓

インドが今日、その自由と独立とのために、如何に闘いつつあるかは時折の新聞紙が日本国民に伝える通りであるが、インドの文化、その国民性等に就いては頗る誤った観察が流布されている。インドは或る種の英国人が宣伝するような未開な国だろうか、それは現代文明に何のかわりもなき熱帯の亡国に過ぎないだろうか。

インドは古い国である。その建国は遠くモトゼヤファラオの時代まで遡る。また、人口も南北アメリカを併せたよりは多く、支那に次ぐ世界の大国である。

歐洲が未だ文化が開けず、無智蒙昧の時代に、インドは既に最高の文明に到達していた。その文化の恩沢を被らなかつた国は無いであろう。現代のインドも決してそれ以下になつてはいない。

インドは、アレキサンダー大王に対し、当時抵抗して、その野心を挫折し得た唯一の国であつた。

インドは、世界に於ける六つの大宗教のうち、その二つを産んだ。又、世界の七大叙事詩のうちその二つを作つた。東洋のシェクスピアと呼ばれる、カリダサ(Kalidasa)を生んだのもインドである。又、数学の根柢であり、近代科学の基礎である十進法を發明し、世界最初の文明に貢献したのもインドであつた。否、イン

ドは殆んどあらゆる科学の創始者であったということも出来る。

今日でもインドはその憐れむべき奴隷の境遇にありながら、多くの著名なる学者を有し、その或者は物理学の方面にノーベル賞を得た。

インドの建築はギリシア、ローマに匹敵し、殊にその寺院建築は世界の驚異である。

もしH・G・ウェールズの言を真なりとすれば、インドは世界六聖人のうち二名を有する。それは釈迦と阿育迦王とである。現代に於いても、世界最大の偉人の中へラビンドラナート・タゴール (Rabindranath Tagore) と、マハトマ・ガンジー (Mahatma Gandhi) を入れることが欧米の習慣になっている。

インドは、文学、芸術、哲学、宗教方面に世界に貢献したのみならず、政治家、財政家、軍人、技師等にも世界的な人物を輩出している。

ともかく、世界人口の半ばを有するアジアの精神的の父はインドであった。

そのインドが貪慾飽くことを知らぬ英国の爲め、その富を奪われ自由を奪われ独立を奪われた。

かくの如き歴史を有し、かくの如き能力を有するインド国民は何時までも現在の奴隷の境遇に甘んずべきであらうか。二千五百年の間、住み慣れた領土を奪い回すのは許されぬことだろうか。

SAMPLE
Shoshi-Shinsei.com

二 インドに於ける英国の政治は彼等の言う如く「経済的」か

最近、インド革命の問題は世界の耳目を衝動(くわく)し始めている。これに対し英国の官民は、インドに自治独立の能力なきことを立証しようとして非常に骨を折っている。そして最後に彼等の依らんとする論法の要旨は、いつも左の如きものである。

「インドに於ける英国の政治は、能率的であり、経済的であり、そのお蔭によってインドは繁栄し向上し、内患を防ぎ、外寇を絶やしている。

インド教徒と回教徒の軋轢、言語の多種、階級制度の陋習等が存在する為め、インドには自治の能力は無く、英国の支配は当然である。」

右の主張に対し、先ず簡単に応えておこう。

(註) Sunderland, Rev. Dr. J. T. という米国人の著、"Facts in Bondage and her Right to Freedom"の中に右の主眼に対する反駁文が載っているが英国はこの本の販売をインド国内に於いて禁止した。

英国の治下に於いてインドが繁栄し向上するどころか、公平なる学者は、何人といえども今日のインドの恐

るべき貧窮を見通すわけに行かないであろう。

インド一般の経済状態は、インドがかつて回教徒の王族によって支配されていた時代の方が、現在の英国治下よりは数等はるかに裕福であり幸福であったことは明らかである。

陸軍中佐アーサー・オスバン (Arthur Osburn) は、長年インド政府に仕えた人であるが、その著、"Must England Lose India?" の中²⁾、

「二百年の間、高給を食む英国の為政者に治められた後のインドのこの貧困は、インド人の呪いの的である。而もこの貧困はインド固有のものであるという遁辞は許されない。」
と正直に告白している。尚お同著二〇八頁、二〇九頁には左の如く書いてある。

「インドの或る広大なる州が穀物不足の為め饑饉状態になった時に、カラチ (Karachi) その他のインド港から多量の穀物がドンドン汽船に積んで歐洲に輸出されるなどという事は、殆んど人間には信ぜられない様な事であるが事実である。……富める国が貧しき国を搾取するのは、仮令その国民の生命を脅やかすことがあつてもやむを得ないのかも知れないが……食料不足でインドが餓死に瀕している時、食料が公然と輸出されているのを見る時、何人といえども英国の思慮なき無法を恥辱と感ずるであろう。牛の如き忍耐強き国民でなかったならば、インドは直ちに叛乱を起したであろう。而も我々は口を開けば彼等を『治め難い国民』と呼んでいる。そしてインド人が、その家畜を保護する目的の為めの武器すらも所有することを禁じている。」(同書、二一〇頁、二一一頁)

「同教徒の王族によって徴収された金額が、如何に多額であつたとしても、その殆んど全部がインドの国内で消費されたのは確実である。……然るに、それより額は幾分尠いとは云え、絶えず国外に持ち去られることは、一つの社会にとって遙かに危険率が多い。殊にインドの如き自給自足に近い国に於いては甚だしい。毎年インドから英国に持ち去られる金額——それは英国人に支払う年金、英国製品に対する支払い、配当、その他、

各種の職を有する英国人に支払う高い給料等であって、その莫大な支出が、百年以上も毎年増加して行つたのだから、インドが驚くべき貧困状態に陥つた原因は明瞭である。……それはアイルランド衰退の原因と同じである。英国はいつも属国の産業を圧迫しこれを窒息せしめる。」

英国のインド統治が如何に高価なものであるかは、オスバン中佐の次の言葉が表わしている。

「インドは過重なる政治と、食料不足に悩まされているのみならず、教育不足に依つて無智を強要されている。」

インドは年々増大して行く英国官吏の給料を如何なる算段を以つて支払うことが出来ようか。彼等の俸給、年金は実に莫大なもので、且つ又、その個人の率も富裕なる米仏よりは遙かに高い。一例を挙げれば、フランスが元帥に支払う年俸は七五〇ポンドであるが、インドはその二倍乃至三倍である。その口実は、氣候が悪いからとか、生活費が高いからとかいうが、同じ熱帯にあるパナマ地峡の米国官吏、アフリカのフランス官吏と比較したならば、インドが如何に高率かは一驚に値する。……この文の筆者は、別に古参でもなく、又高級武官でもないが、英本国に於いては一般技手の八倍の俸給であつたのが、インドへ来ると、インド技手の百二十倍、銀行書記の三十倍という高額を受けている。この、職業別俸給の不均衡は英国に於いても宜しくないが、インドの如き貧困な、而して無抵抗の国民から搾り上げた税金を以つて支払うのであるから、その不合理、不都合は蓋し言語に絶するものがある。」（同書二五六―二五八頁）

かつてケンブリッジ大学からインドのデリー(Delhi)に派遣され、その後伝道師としてインドに三十年間滞在したアンドルー氏(C. F. Andrew)は、その著述の中に云っている。「私は恐れる、偏見を持つ歴史家が、この国民の頹廢は依頼心の増大と共に甚だしくなつて来たと言ふはしまいかと。これは丁度正反対である。外国の軍人、官吏に支払う致命的に巨額な負担の爲め、農民は重き租税に苦しめられ、最近は殊に著しく荒廢して来た。かくして国民は創意を失い、絶望に陥り、墮落し始めた。」

先にインド州知事をしていた保守主義者のバンフィールド・フェラー氏 (Sir Ranjild Fuller) でさえも、近著『ベンガル紀行』の中に書いている、「……物質的方面に於いても、民衆の間に何等の繁栄なく、村も市場も萎微と不潔に放任されてゐる。……」(Andrew C. F.: India and Simon Report, George & Unwin Ltd, 1930 pp. 106-107)

英国が未だインドに侵入せざる以前、十七、八世紀の頃にはインドにも西欧諸国の如き内乱が無いわけではなかった。けれど、それは英国の歴史家が叙する如き大袈裟なものではなかった。事実ロシアを除く歐洲大陸と同じ面積を有するに拘わらず、その内乱は歐洲のそれとは比較にならぬほど軽微なもので、同時代の歐洲が、百年戦争、三十年戦争、七年戦争を経過中であつたのに比すればインドは平和であつたと云える。然も十八、九世紀のインドの内乱は、大部分西欧諸国の勢力争いに起因するもので、就中英仏の争覇戦の全影に過ぎなかつたことは、公正なる歴史家の等しく認めるところである。デュープレー (Duple) や、クライヴ (Clive) や、ヘースチングス (Hastings) の如き歐洲諸国の代表者が、インドの王族を煽動して内乱を起さしめたことは誰も否定しないであらう。

或は云うかも知れない、インドは英国の治下に於て平和を保つて来た。けれどその平和は「自由と偕に在る平和」でなく、数百万の同胞が、飢と忍従とのために命を棄てた墓場の平和に過ぎなかつた。

一方、同時代の欧米に於いては遙かに激しい内乱、戦争があつたに拘わらず、その故に欧米に自治能力無しと論じた歴史家又は政治家があつたらうか。而して又、今日のインドが英国という外敵の為に、平安が乱されてゐるといふ理由で、国民的独立を喪失しなければならぬといふ理由になるだらうか。

なる程、よく云われる様に、インド教徒と回教徒との間に、多少の不和が無いとは云わない。けれど実情は彼の反インド主義者の宣伝するが如きものではない。インド王族諸洲の間に何等宗教的の反目はなく、インド教を奉ずる王族が、その最高官吏に回教徒を任命すれば、その反対に回教の王族がインド教徒を最も重大な

る役人に任命している。

(註) Sunderland, Rev. Dr. J. T. 著 “India in Bondage”, Andrews, C. F. 著 “India and Simon Report” 三十三頁、三十四頁
参照。

宗教各団体の間には時により多少の不和が生ずることがありとしても、インドの自由獲得の障害となる程のものではない。例えば、ミソレ (Mysore) 州の首相であるサー・ミルザ・イスメル氏 (Sir Mirza M. Ismail) の如きも、回教徒でありながら、ロンドンのインド憲法制定円卓会議には、単にミソレ州のみならず、最も正統的インド教を奉ずる南方インドの諸州を代表して委員として出席した。その州の人口は千二百万で、大部分はインド教であるが百五十万のキリスト教信者も交っている。(London Times; October 1930)

尤も、英国の帝国主義的政治家に操られて、宗派の間に軋轢を起させようとしているインド人も無いではない。英国の官権が職業的攪乱者 (Agents-Provateurs) を雇って、宗派間に争乱を起させようと努力していることを断言している者もある。けれどインドは今や国民主義運動の大義の為に、宗派的争闘を揚棄しつつあるのはアンドルースの言の通りである。(Andrews, C. F.; India and Simon Report. p. 64)

インドの指導者達は、宗流の如何を問わずインド国民議会に加入している。例えばモラヴィーアブダル・カラム氏 (Moulavi Abdul Kalam Azad) や、アンサー博士 (Dr. Ansar) や、シヘッド・モハメッド博士 (Dr. Syed Mohammed) その他数百の知名の回教徒は、インド独立に反対であるという英国側の宣伝の虚偽を曝露して余りある。

インド独立運動の為に投獄されているのは、回教徒、インド教徒、キリスト教徒のみではなく、シーク教徒あり、ゾアスター教徒あり、その他あらゆる宗流に属する人々がある。かつては少数の先覚者の叫びであったこのインド独立の運動が今や三億二千万のインド人の叫びとなり、インド聯邦共和国設立を要望するに

至った。

或は又、英国側の宣伝に依れば、インドに於ける言語の多種多様がインド統一の障害だというのが、欧洲全土に近いインド大陸に、数種の言語が存在するのは当然である。もし彼等英国側のように、言葉の不統一が政治的統一の障害となるものとするならば、英語を解する人が一体どの位ありとするか。最近の調査に依れば、全インド中、僅かに二百六十万人に過ぎない。[Report of the Indian Statutory Commission (Simon Report) Vol. I, London, His Majesty's Stationary Office, 1930, p. 12.] 然るにヒンズー語を話すのは一億を下らず、ベンガル語は五千万、もし一世紀前に英国の侵入なくばヒンズー語が官用語となっていたに違いない。言語の不統一を以ってインド統一の資格なき理由に算える在印英国人の九割迄はインド語を解せずしてこの国を支配しているのを何と説明するか。全人口の一パーセントに充たぬ英語よりは、ヒンズー語を一般化することの方が如何に容易であり合理的であるかは正直な人間には問題にすらならぬであろう。インドの国語を知らない英国官吏がインドを治めているのに、インドは国語が不統一だから彼等自身で治めることは出来ないと言張するのは不合理ではあるまいか。

インドには階級制度もあり、その他の社会悪もある。けれど世界に階級の皆無な国、社会悪の絶無の国があり得るか。事実には於いて、英国はかつては数世紀にわたり、奴隷売買の最も盛んな国ではなかったか。アメリカはかつては奴隷制度に依って、その国の独立を維持していた国である。如何なる国も国民の自由観念の発達に伴うて社会悪が減少して行くのであって、インドも今や社会革命を聞きさんとしつつあるものに他ならない。即ち、インドの国民運動者は一方に於いて社会革命の戦士である。例えばインド婦人といえ、昔から家の中に引込んで、社会からは隔離されている風習であったのが、今日ではインド独立運動の先頭に立ち、既にその幾千人かはそのために獄中にある。

又、インドの社会状態、道徳状態も勿論英国人が宣伝するような悪いものではない、例えば破廉恥罪の宣告

を受る罪人の統計は、インドの方が英国よりも、その他の西欧諸国よりも遙かに尠ない。領土的野心を有する場合、その国の悪口を宣伝するのは英国帝国主義者の常套手段である。それは英国の歴史が証明する。かつてポートルに対しても悪宣伝をした。アイルランドに対しても、支那に対しても、トルコに対しても、否、ドイツ、フランス等に対しても、この悪宣伝の戦法を用いた。(Osburn, Lt. Col., Arthur; Must England Lose India?, pp. 72-73)

インドが自主独立の権利を有することは、これ以上叡々する必要はないであろう。然るに英国の統治の許に於いては、インド人には少しの自由も無い。「自分の国でありながら、愛国運動に携わる者は、皆スパイにつけまわされる。」(Andrew, C. F.; India and Simon Report, p. 119) 故にインドにとって、残虐、貪慾なる英国の政治を脱し、墜落より免れる唯一の路は完全なる独立以外には無い。「私は今や何等の躊躇懸念なく断言することが出来る。即ち、インドは將に両手を差し伸べて擱まんとしている道徳的並びに政治的の完全なる独立なくしては断じて自滅的の卑屈から脱却することは出来ない。」(同書一一八頁)

SAMPLE
Shoshi-Shinshu.com

三 インドに於ける英国の帝国主義

英国の学者、並びに英国の官権に何等かの利益を期待する輩が口癖の様に云う言葉は、英国がインドを確保するに至ったのには何等の野心があったのではなく、専ら人道と文明の為め、インドの民衆に奉仕するものであると。もとより正直なインド人でこれを信ずる者は無い。次に示す英国議員の正直な演説が、インドに対する英国の真意を明瞭に示している。

「我々はインド人の為にインドを征服したのではない。勿論キリスト教の伝道会の席上で、牧師が、英国がインドを征服したのはインド人の文明を向上せしめる為めだと云っているのは百も承知している。それは説教だ。我々がインドを征服したのは、英国の貨物の販路を求める為めだ。我々はインドを剣によって獲たのだから、又剣によってこれを保たねばならない。（「恥知らず奴」と叫ぶ者あり）『恥知らず』と叫ばれても宜しい。私は事実を述べている迄です。私自身も伝道に興味を持ち、及ばずながら多少の努力はして来た者であるが、インドを所有するのはインド人の為であると嘯く如き偽善者にはなれない。インドを所有するのは英国の商品のハケ口を得る為めである。殊にランカシャーの木綿を捌く目的の為である。」(An Extract from the speech of Sir W. Joynson-Hicke, the ex-home Secretary of the British Cabinet (Baldwin Government), quoted in the Indian

Social Reformer of November 28th, 1925)

英国のインド統治は近代の帝国主義の好適例である。一六〇〇年に東インド会社が宮廷の補助を得て東洋に進出を試みたのは全く一獲千金の純粋の商業的企劃に過ぎなかった。当時はインドのみならず、東洋の何処の一角にも英国の主権を設置しようなどという意図はなかった。ただ東インド会社が発展するに従って、英国の勢力が東洋の各地に延びるに至った。

元来、インドの兵員とインドの金力を利用して、断乎たる組織的の政策を以て、彪大なる植民地帝国を建設しようとの雄図を創めた者は、仏国人デュプレー (Dupre) で、彼は当時、インドに於ける仏国貿易所及び仏領地の都監であった。彼は有らゆる陰謀を以て、当時インド諸王族間に頻発した内乱を増長せしめ、そしてこの間に仏国の為めの権益を漁ったのである。

(註) Col. Malleon: Duplex and the Struggle for India by European Nation, Oxford University Press. 参照。

而して一方、英国人側に於いても同様この種の陰謀に極力従事したことは勿論である。

十八世紀に於ける英仏の争覇戦は、欧米及び東洋に互るものであつて、従つてその一部として両国はインドに於いても戦つた。しかし一七五七年、仏のベンガル軍がクライヴ (Clive) の英軍にインドのプラシー (Plassey) の役に破られて以来、インドに於ける仏国の勢力は退嬰して、英国独り着々とインドに地歩を占めるに至り、而してこのインド征略に依り、エジプトから支那に互る全域は事実上、英国の支配下に入ったのである。

(註) (a) Seely, Sir J. R.: Expansion of England, Boston: Little Brown Co., 1922. (b) Das, Tarakanth: India in World Politics, New York, 1922. 参照。

かくして東インド会社は遂にインドを政治的に支配するに至つたのであるが、実際に於てはこれに遙かに先んじて、インドは既に経済的にその支配を受けて居つた。元来、東インド会社は、その地を経済的に掌握する

に至る迄は決して政治的方面に手を出さなかったと云うのが特色であつて、矢張り、アリヤン人種たるアレキサンダー大王の軍隊が攻略地に於いて経済的実権の獲得を先にしたのと同じ筆法である。次に、又、東インド会社はインドの政府を奪取するに先立ち、先ずインドの国民の生活に喰ひ入った。即ち、当初、彼等英人の関心事は、取引の自由、平和な生活、インド諸王族に対する敬意の表示等に外ならなかった。しかも、凡てはここに発端した。

(註) MacDonal, J. Ramsay; The Government of India, New York, B. W. Heubsh Co., 1920, p. 30 参照。

東インド会社の職員は、やがて有らゆる種類の如何わしい遣り口を遂行するに躊躇しなくなつた。曰く、書類の偽造、賄賂、裏切り、掠奪、陰謀、又、インド王族間の内乱の醸成、等々——而してこれ皆、追つてインドの実権を獲得せんが為めの献立であつた。

(註) (a) Burk, Edmond; Impeachment of Warren Hastings, (b) Moitra, A. K.; Clive, the orger (a Bengalee work of great value) Calcutta. (c) Basu, Rise of Christian Power in India. 参照。

かくて東インド会社が統治権力を得るに至るや、会社は自ら関税制度を設けた。そして、大英国に対する保護と、インドに対する重課を以てその基調とした。でこの税政に依り、英国の商工業は強い刺戟を得て、英国の国策の目指す所は出来上つたのである。しかしながら、この税策がインド自身に与えた効果は、貿易上、恐しい災厄そのものであつた。

(註) Banerjee, prof. Pramanathan; Fiscal Policy in India MacMillan & co., London, p. 15 参照。

東インド会社のインド統治の間、英本国の対インド経済政策の如何は、次の税率を見れば明瞭である。
一七八七年、インドからの木綿製品は、粗綿布とキャラコを例外として一割六分強とせる外、凡て五割の税

を課した。次いで更に増率せられ、一七九九年には或る種の綿製品に十割二分強の課税とし、一八一九年には多種のインド品に対し二十七割一分五厘とまで増率した。しかも、不正政策は増率だけでは足らずとして、インドから英国への多種の物品——例えば刺繍をした肩掛、ハンカチ、染色モスリン、ビロド、絹、縮緬、更紗^{さらさ}、縁を彩ったキャラコ手拭等は、輸入を禁止するに至った。

(註) (a) *Ibid.*, pages. 19-20. (b) *Accounts and Papers Relative to East India Trade*, House of Commons, 1819. 参照。

ここに於いて時いたれりと、英国の製造業者は、この政治的「不正の武器を執って、素手の相手方と立ち会い」、これをたたき落して、息の根を止めた次第である。卓れたる英国の史家、エイチ・エイチ・ウィルソン(H. H. Wilson)は曰った——「もしインドが当時独立して居ったのならば、インドは英国品に対して防遏的関税を課し、以てインド生産工業の破滅を救済し得たであろうに。しかしながらインドにはこの自己防衛の行動が許されて居なかつたので、他国人の為すままになったのである。」

(註) *Wilson's History of India*, Vol. I, p. 385 参照。

一八五七年、所謂「セポイ・ミュチニー(Sepoy Mutiny)」即ち「インド大叛乱」(インド兵の叛乱に導火してたちまち全国的独立戦争に拡大したもの。尚お八章参照)の後、東インド会社の支配権は廃されて、インド政府は英国王権の下に属するに至った。セポイ・叛乱は、インド独立の為めの国民的憤起であったが、英国軍隊により翌年がけに全く鎮圧された。「叛乱虐殺」は、その際、英国の執った弾圧手段であって、幾多無辜のインド人も共にその犠牲となった。

「セポイ・叛乱」^{セポイ・ムチニー}の史的研究家、英人エドワード・トムプソン(Edward Thompson)は最近の著書に於いて、当時英軍の野蛮性を可なり説いている。

(註) (a) Thompson, Edward, *The Other side of the Medal*, New York, Harcourt Brace & Co. (b) Kaye 'History of the Sepoy War.' 参照²⁹

即ち、当時——「土人たる以上は容赦なく死刑に処せられ、二日間に道端で絞殺された者だけでも四十二人に達した。又英軍の行進に出逢わした十二人の土人はその顔色が変わったと云うだけの理由で直ちに殺され、——軍隊が駐屯すれば、その前方にある村は一切焼き払われた。」

「戒厳令が布告せられて、その歳の五月と六月に立法部を通過した許りの恐ろしい酷法が凡て実施せられた。英軍は血醒い、『巡回法廷』を設けたが、時には法廷を経ずしてその場で処刑した。——反抗者は勿論、老人、婦女、子供も犠牲に供せられた。しかも場合には一々絞殺の手間をかけずに、居住の村落と共に焼き討ちにした。」

「而して、英国軍人はこの虐殺を狩猟気分で楽しんだ。」等々——

一八五七年のブラシイの役からセポイ・ミュチニー（一八五七〜五八）に至る間のインド史は、即ち東インド会社がインド征服のための継続的戦争であつて、会社はこの戦争に於いて、インド人を使って、英国の利益増進の爲め、インド人を討たしめたのである。

然る処、ここにセポイ・ミュチニーの勃発は、英国政治家をして考えしめた——英国のインドに対する支配権を維持せんとならば、左の新政策を採る必要があると。曰く、

- 一、東インド会社を廃して、インドを英国政府の直接統制の下におくこと。
- 二、而してインドの「土人国 (The native States)」は、これを保存すること。
- 三、インド人に対するキリスト教化事業の奨励。
- 四、インド人軍隊の再組織。

- 五、インド人に対しては、自治権その他、凡て政治的権力を否認すること。
 - 六、インド国民を武装解除して、白人の抑圧に対し彼等を無能ならしむること。
 - 七、諸種の方法に依る威嚇、例えば不法なる法律に依り、インド愛国者を無審理で且つ定期に投獄すること。
 - 八、インドの資源を、英国の財政及び産業を強大する為めに、インドの経済損失に於いて利用すること。
 - 九、「分割し且つ統御する」の基本政策の遂行は、インドに於ける英勢力確立の為めに、英国政治家の採る可き主要方式たること。
- 人もし、インド史を注意して考察するならば、以上の諸点は自ら首肯し得るであらう。

(註) Basu, Major, B. D.: Consolidation of Christian Power in India. Published by R. Chatterjee, 91, Upper Circular Road, Calcutta.

一八七七年、ヴィクトリヤ女帝はインド女王の称号を得た。同年、サー・ジョン・ストラチェー (Sir John Strachey) は、インド政府の大蔵大臣として、英国の殖民財政政策に付き明確に表明した——

「インド政府の本務は、唯だインドの利益を考えれば足り、従つて本国マンチェスターの利益が侵害されても、それはインドの不関事である」等と云う事を、我々は往々聞かされるが、本大臣としてはこれに反対する。自分は、成る程一生の大半をインドに過ごし、またインド政府の一員ではあるが、しかも依然として英国人である。マンチェスターの利益は——或る人はこれを嘲笑するが、——綿糸貿易に直接従事する有力階級者の利益たるのみならず、同時に又、数百万英国人の利益である。で、自分は元より英国に職責を有するが、自分の内心に聴くとき、祖国即ち大英国に負う所の責務を最も重しと感ずるのである。」(一八七七年、英国立法議会に於ける同氏の演説)

かくの如く、インド人民の利益を、英人の利益に従属せしめんとするのは、現在に於ても尚お英国帝国主義

の基本的政策である。

(註) (a) Wadia, P. A. and Joshi, G. N.: The Wealth of India, New York, MacMillan Co. (b) Rai, Lajpat: England's Debt to India, New York. (c) Shah, Prof. K. T.: Sixty Years of Indian Finance, London, P. S. King & Sons, 1921. 参照。

で、英政府は種々改革などと称して居るが、結局、インドの経済をインド人自らが統御すると云うことは、全然否認されて居るのである。

翻って、インドの天然資源を見るに、その恵まれたること恐らく世界一であろう。インドに多年の経験を有する一英人宣教師の言っている通り――

「あの莫大なインド穀類の輸出を見れば、インドは農業を以てインド全住民の須要を満たすに足る筈である。又、石炭とか鉄も国内需要以上に産する。水力の供給も世界に比類がないであろう。黄麻繊維は事実において、世界的独占業であり、茶、護謨は全世界の需要を満たして尚お余りある。椰子種及び油種も豊富で、蜂蜜の輸出も莫大なものである。又、世界最大油田の一つはインドにある。」

「以上の如くだから、インドの産業が相当程度に発達するときは、インドは自らの需要を自らの資源で満たし得ないものは、極少の例外を措いては先ず無いと云える。」

「しかしながら、今日迄の所、インドの経済発展は、英国の利益の爲めに嚴重に抑限されて来たのであって、換言すれば、インドの農業は、食料と原料を英国に供給し、而してその代り、英国からその工業製品の最大限度を受けると云うことになって居るのである。」

(註) Holl and, W. E. S.: The Indian Outlook, London, 1926. 参照。

仏国ソルボンヌ大学のアー・ド・マンジャン(A. Deming) 教授は、英国帝国主義の経済的特質を明瞭に要約して曰く――

「インドは、被搾取殖民地の典型である。尨大に富み、人口稠密して、彼はその支配者に富と国防を献上して居る。英国はその国運を、唯だインドに依って保持して居るので、英国極東貿易の足溜りもインドであれば、又、艦船の航路上、その扶助地もインドである。」

「英国軍に、勇敢なる兵卒を供給し、而してこの軍隊は、大英帝国の為め支那とか南阿で奮戦する。大戦中、従軍したインド兵は百万以上であって、その内、十万以上は戦死した。」

「尚お又、インドは英国の一大市場であって、インド輸入総額の三分二以上は英国からである。而してインドはこれに対し、大英帝国全領域を通ずる小麦産額の五割一分を供給し、茶の五割八分、珈琲の七割三分、綿の殆んど十割を供給して居る。」

「莫大の英国資本は、インドの鉦産、工場殖産、鉄道、灌漑に投ぜられて、これが為めインドは年々三億五千万ポンドの利息を払って居る。また、インドに居る多忙で多数なる英国官吏の給料を払い、その貯金は毎年英国に送られて居る。英国公債の利子、老廃役人の年金、インド行政費用も払って居る。それでこれ等の支出が年々三千万ポンド以上である。その他、インド人と取引する英商人、インド産品を運ぶ船主に何程の大額を支払いつつあるかは、想像出来ない所である。搾取の条件として、これほど完備したものは、又と無いであろう。」

(註) Demington, A.: *America and the Race for World Domination*, New York, Doubleday, Page & Co. 1921, p. 209-210. 参照。

尚お、同教授は、大英国が今日有する工業優越は、一つにインド領有の賜物であるとして論を進めて曰く——「英国が熱帯世界を搾取し出してから、英本国に流入した黄金洪水は、インドからのものが最大であって、例えばロンドン商人の財産が出来上ったのも、又マコーレーが、史上その比を見ずと云った東インド会社の素晴らしい繁栄も、凡て皆然り。インド諸王族に課して居る貢納、インド人から徴収する税金、東インド会社員

の所得、インドの金塊、宝石、さては美術織物の積み出し、等々に依って、時恰も、英国に於いては産業革命の初期に当り、巨額の資本を要した際に、『インド富財』が出現した訳である。で、この富に依って、英国の炭坑、熔鋳炉、鉄工場、綿・毛工場は新機械を据付けて、世界市場に於ける工業優越を贏ち得たのである。」

（註） Demangson, A.: 'The British Empire', New York, 1925, p. 238.

インド搾取に関するこの仏国識者の意見は、英国現首相マクドナルド氏が更に確認して居るから権威がある。曰く――

「――で、この収支に見て、これ程多額のインドに生じた富が消費せられ、而してこれが内地で富を結んだのだとせば、インドの苦しむのは当然である。――インドから斯様にして支払われた額は年々増加を示して居る。――インド政府の歳入に対する課税総額は、大戦当初二千万ポンドである。然るに翻つて、一八三五年には、三百万ポンドに過ぎなかつた。個人営業からの儲けは判然としなが、輸出入数字と為替決済の上から推して、価額として、二千万乃至三千万ポンドである。」

（註） MacDonaldi: 'Government of India', p. 149, 参照。

英国がインドを搾取するその直接の結果は、即ち、インド人産業の崩壊であらねばならぬ。インドの大衆は、慣らされたる赤貧と累積の飢饉の犠牲となつて居る。

（註） Sunderland, Rev. Dr. J. T.: 'India in Bondage and Her Right to Freedom', New York, Louis Copeland, 1929, 参照。

インド人民の八割五分は農に生活して居るが、帝国主義の最悪の犠牲となつて居るのは、これ等農民である。かつてヴィセロイ政庁の一員で、ベンガルの副知事をして居たサー・チャールス・エリオット (Sir Charles Elliot) は、「インド農民の半数は、年中飢えを満した心持と云うものを知つた事がない」と語つた位であつ

て、露国帝政時代の中央アジアの農民でも、インド農民ほどの重税に依る搾取を受けなかったのは事実であつて、これは許多の著書にも明らかに現れて居る。即ち、「英領インド政府は、農産物に対し豊年凶年の別なく、その価額の五分一を要求して居るが、これに比し露国に於いては十分一であつて、しかも作柄の良否を参酌した」と云うのである。

又、「インド政府は、インド人地主から、単に地租の形で、結局その農業純益の六割以上を取り上げて居る場合が往々ある。」

(註) (a) Russel, Charles Edward: Uplifting of the Many. New York. (b) Colquhoun, Sir Archibald R.: Russia against India, New York, 1901, Harpers, p.106. (c) Hardie, Kier: India. (d) O'Donnelle: Failure of Lord Curzon. 参照。

然るに、サイドンハム (Sydenham) 卿、その他英国の帝国主義者共は——「インド人は、英国の支配下に於いて最低の課税を受けてるものである」などと、狡猾に弁解して居るが、彼等は、インド人の頭数割収入が、恐らく世界最低であることを、自分等に都合よく忘れて居るのである。サー・ヴィスヴェスヴァーリヤ (Sir Visweswarya) は、インド経済会議に於ける演説中に於いて——英本国の頭数割収入は二四〇ポンドなるに、インドに於いては一八ポンド以下なること、又、英本国に於ける死亡率一・四パーセント以上なるに、インドに於いては三パーセント以上なること、更に又、生存平均年齢に付いては、英国に於いて四十五歳なるに、インドでは二十四歳と説いて居る。

(註) The Modern Review (Calcutta), December, 1924, p.730; MacDonald's Government of India, p.139. 参照。

要するに、インドでは大衆が貧窮であるがために、現英国首相が指摘して居る通り、常態額の税金を支払うの能力がないのであつて、同首相は曰く——
「インドに於ける租税率が低く過ぎるとして非難する者があるが、それは事実止むを得ないのである。問題は

インド人民の租税負担能力であつて、而して答へは簡単である——インド人総体として見て、彼等の能力は「事実に於いて、零」である。」

「英国人には、頭割平均一〇ポンドを課し得るが、インド人には、一シリングしか出来ない。しかもこれがインド人に過重となるであらう。」

(註) Macdonald, J. Ramsay: Government of India, p. 149. 参照。

東インド会社時代以来、大英国はインドの資源に依つて数万億の富を得た。而して一方インド大衆は永続的搾取に依り最も憐れむ可き状態に陥つた。東方事情に通ずる一米人専門家は、インドの現状に付き述べて居る——「三億千七百万のインド人民の内、少なくとも九〇パーセントは蒙昧のどん底に居る。而して彼等を救い上ぐ可き何等の真面目なる企図は、未だ試みられた事はないのである。恐らく、彼等の七〇パーセントは極貧に喘いで居るであらうが、かくの如き状況は世界何地にも存しない所である。」

(註) Millard, Thomas F.: Conflict of Policies in Asia, New York, Century Co., p. 132. 参照。

インド大衆の恐ろしい貧困に付いては、インドに於ける英国の軍国主義は、インド人民の経済資源を渴らして、その原因の一つを存して居る。サー・バジル・ブラッケット (Sir Basil Blackett) の概算に依れば、一九二三〜二四年に於けるインド政府の歳入は約六億ドルで、その内同年期に軍費に支出した額が約二億七百万ドルと云つて居る。然らば、この軍費は同期に於ける日本の海陸を併せた軍費よりも多額である。インドに於ける軍隊は、大戦前に於いて英国正規兵八万近くと、インド兵十七万近くであつて、大戦後もこの数は差して減つて居ない。

インドに於ける軍隊の主要なる職務は、インドを服従せしめて、英帝国を保全し且つ強大にするにある。外

国の侵入に対してインドを防衛すると云うことも、その職務の一つであらうが、この点に付いては、大英国は組織的にインド国民の武装を解除すると共に、インド人の軍事教育及び正式将校となる機会を慎重に拒否して居る事実に見て、どうも矛盾が多い。インド軍隊組織に関する現在の規定では、先ずインド人は砲兵に服務し得ないし、又操縦者とか士官の資格でインド空軍に加入するを得ない。インド人将校は——全体として百人足らずであるが——凡ての実権は奪われ、且つ要職に就くこと、又は高級の軍事教練を受けることを認められていない。

インドは年々数億ドルの軍費を支出し、又、過去半世紀に於いて数十億を既に出して居るが、インド人がその国防の爲め教育を受け得る陸海の軍学校は、インド全土に一個所もない。「インド軍隊のインド人化」は時々説かれ、「スキーン委員会 (The Skeen Commission)」（一九二七年）の如きも、インドに国立軍学校の設立、及びそのインド人学生を種族、階級の別なく公平に選抜して、英国で更に高級軍事教育を受けしめ、以てインド軍隊の将校にすべき旨を建議したが、政府はインド人差別政策を励行するのみで、これ等の要望を容れない。

(註) Skeen Commission Report: Published by His Majesty's Stationary Office, London.

インドは英国の將軍とか元帥の訓練場であり、又濠洲やカナダの将校も、インドに於いて英国皇帝の爲めに訓練されるが、インド人はこの種の軍事教育を受けて、以てその国防を担当するの能力を習得することを認められない。

英国政府は、インド人民から国防上の責任を奪い取ってにおいて、さて曰く——政府の軍隊は外国の侵入に対しひたすら、インド人を防衛しているのであると。しかし吾人は曰う——英帝国の利益を保持する爲め駐屯する八万の英国兵及び将校を養ひ且つ訓練する爲めに、インド人はその費用を負担して、以てインド自らが搾取される代価を支払いつつあるのだと。

最近接受した所謂「サイモン委員会」の報告（一九三〇年）に依れば、「インドに於ける軍隊の費用はインド人の租税で維持せられ、従てインド中央歳入から支出して居り、その額は固より大で、現在に於いて、五億五千万ルーピー、即ち四千万ポンドを下らない」と云つて居る。

（註） Report of the Indian Statutory Commission (Simon Commission Report) Vol. II. 参照。

「大英世界帝国の安定は、一つにそのインド領の保全に懸つて居る」と云うからには、英国はインド防衛の費用を分担しなければならぬ——とはインドの人士は勿論、英国政治家もしばしば指摘する所であるが、英国政府はインドの軍費に付いて、事実一ペニーも支払つて居ない。

純粹なる經濟的見地からしても、インドに於ける英国の軍事政策は、貧窮せるインド人民に不正なる負担を課して、以て英帝国主義の野望を拡大せんとするものに外ならない。これに付いては、ラムセイ・マクドナルドが述べている所は参考に価するから摘録しよう——

「インドの軍隊の大なる部分——即ち半数は確かに——英帝国の軍隊であつて、これは純粹なるインドの事項以外の事にも備え得るものであるが故に、その部分の費用は、インドの歳入に依らずして、帝国の財源を以て充たさなければならぬ。例えば、我々が帝国以外に軍隊を駐屯せしめたとき、我々はその費用を殖民地に掛けなかつた筈である。然るにインドに於いては、我々は遺物の不合理を固執して居る訳ではないか。それ故、現在の案の如く、インドに就いて帝国軍隊が何等特殊の目的なく駐屯する場合、その費用をインドが支払う可いとするは、政策として最悪のものである。で、インドに於いて軍事的防衛を尚お存続せしむとするならば、インドに於ける英国軍隊の全費額は、帝国の国庫が負担す可きである。」

（註） MacDonald, J. Ramsay: Government of India, p. 155. 参照。

然り、事実 に於いて再三再四、インド国民は英国帝国主義者の企てた支那、アフガニスタン、アフリカ、そ

の他に対する侵略戦の費用を負担しなければならなかった。尚おインドの国民主義者は、「インドの兵員」なる觀念に抑々反対して居るのであって、その理由は、他の国民を屈服さすためにインドの人民、經濟資源、將た又軍略上の地が利用されるからである。彼等国民主義者の主張する所は、「インドの軍事はインド自ら統制する」ことである。そして「これに依つてその軍費を軽減し得べく。又かくしてこそ始めて軍国主義及び帝國主義に對峙して、嚴然たる立ち場を保ち得る」のである。

(註) Report of the All Parties Conference (Nehru Report), Published by the All India National Congress, Allahabad, India, 1928. 参照。

インドに於ける英國の帝國主義は、インドの社會を頹廢せしめつつあり、とは内外の識者の論じている所である。マハトマ・ガンジー (Mahatma Gandhi) は審理の法廷に於いて聲明した——

「英領インドに法律に依つて設立せられた政府は、大衆を搾取する為めに存続しつとありと云う事實を認めないのか、数字上の如何なる詭弁も又欺瞞も、現に多くの村落に於いて骸骨が肉眼に映じつとあると云う実証を否定し得るか。——然るが故に吾人は包括的に見て従來の如何なる制度にも増して、インドに害悪を為しつとある所の政府に對して反感を持つ道義上の義務がある。インドは英國の支配下に於いて、未だかつて無く非男性的を感じる。で、この信條に依り、吾人は現制度に好意を懷くことは、許されざる罪惡と信ずる。」

(註) Gandhi, M. K.: Young India, New York, Heath & Co., 1923, p. 1052. 参照。

英國統治下のインドに於いて、万年汚辱として尚お残存する一つのもは、英政府の阿片政策である。英領東インド会社は、支那に阿片を強いて阿片戦争を起したのみならず、インド人民をもまた、阿片害毒の犠牲に供してしまつた。そしてその動機は単に英國の利得である。東インド会社の阿片政策は、次の如くマクドナルド氏の言を借りて要概することが出来る——

「事実在於いてこの制度は、インドの国民的利害を英人の利得のため犠牲にするものである。阿片の在庫豊富のため、価格低落の虞れがあるときは、罌粟の栽培を制限することを規定し、又その反対の或る場合には、而して、これ又、同様に、営利的理由で、穀物の代りに罌粟を植え付ける可き旨を規定している。」

(註) MacDonald: Government of India. 参照。

現在の英領インド政府の阿片政策は、その昔ワーレン・ヘスティング時代のものに比し、僅少の修飾を加える外は凡て同様であつて、例えば、一九二三年「インド緊縮委員会 (the Indian Retrenchment Commission)」が、政府に対する報告中、阿片は政府歳入の重要資源なることを説き、それ故政府はインド人栽培者を引続き奨励して、罌粟の増殖を計る可き旨を勧告して居るのを見ても了解出来よう。

(註) La Motte, Ellen N.: The Ethics of Opium, New York, Century Co., 1924. 参照。

現在、インドに於ける阿片取引は英領インド政府の専売であつて、これに依る政府の歳入は年、二千万ドルと云われている。

一般インド人に於いてもだが、殊にインド国民主義者は、政府の阿片収益主義に反対して、阿片の栽培なり製造は、学術的と治療的の目的のみに限定す可きことを主張しているが、しかし政府（及び往々許多の土人国）は阿片の産額を減少することには凡て反対する。

最近、ジュネーヴの国際阿片会議に於いて、英領インドの代表 Campbell 氏は、米国案が阿片の生産を医療及び学術上の目的範囲に制限せんとせるに對し、極力反対した。

(註) Garri, John Palmer: "Opium", New York, Brentano, 1927. 参照。

阿片は毒物であるとは、現に英人男女医師五千人が証言して居る處、英領インド政府に於いては阿片は一つ

の家庭療薬であつて、インド人に取つては万病に卓効がある。且つ、インドに於いては医者とか病院が充分備わつていない故、現に一般インド人は阿片を医療品として使用しつゝあり、という。而して、この弁解の下に、政府は免許の阿片売店に於いて、事実上無制限に売却せしめて居る。

日本は先きにその国民に阿片を厳禁したが、インド国民は、国家財政に付いて何んの支配権もないが故に、阿片害悪を終せしめんと欲しても、容易に実現し得ないのである。インド国民の指導たるマハトマ・ガンジーとかラビンドラナート・タゴールその他は、阿片害悪を抑止するため、世界の協力を求めている。而して国際輿論は英政府に強いて阿片の輸出を幾分減少せしめたが、インドに於ける消費額は近年増加を示して居るのは何んの理由であるか。

(註) Hearings Before the Committee on Foreign Affairs, U. S. House of Representatives on Limitation of Habit Forming Drugs and Raw Materials from which they are Made. Washington, D. C. 1923. 参照。

許多の人々は、英国のインド統治の弁解として、英国はこれに依りインド人民を開明しつゝあり、而して人民の教育に關しては充分な機会と恩恵を与えつゝあり、というが、成る程これは、九世紀初期のマドラス州の知事サー・トーマス・マンロー (Sir Thomas Munro) の、インドに於ける文化情況に關する左の如き意見には合致するであらう。曰く――

「もしインド人に農業上の良技術、製造工業の方法、又、彼等の便益なり慰安に資する所のものを、自由に生産する能力を得せしめんとするならば、村落ごとに学校を設けて、文明国人の要件たる読み書き、算数の外、相互間の親和に慈愛、殊に女性の待遇方法、その他礼儀とか優雅心を先ず教養せしむべきである。元來ヒンズー (インド教徒) 族は、歐洲人民に比して劣つてはいない故に、もし文明と云うものが英国からインドへの輸入品となるならば、英国はこれに対しインドからの船貨の輸入に依つて利得するところ大なるを信ずる。」

(註) The Modern Review, Calcutta, December 1924, p. 723. 参照。

しかしながら、吾人は一言せざるを得ない——英国のインド占領の直前、及び東インド会社支配の初期数十年間に於いて、インドは決して無学文盲の国ではなかった。勿論、「科学的モダン教育」というハイカラの型はなかったが、所謂、読み書き算術の習得に於いては、インド人は現今に於けるよりも進んでいた。

英国占領前のベンガルに於ける教育情況に關し、一宣教師の報告及び当時英国政府の記録によれば、当時ベンガルには八万の土人学校があつて、即ち、人口四百に対し一校の割合であつた。然るに降つて、一九二四年スタンレー・リード (Stanley Reed) 氏のインド年鑑に依れば、「一九二一―二二年に於いて、ベンガルに美術学校三三、高等学校八八七、小学校三五、六二一で、計三六、五四一校」である。それ故これで見れば、英国占領後、ベンガルの学校数は半分以上に減じた訳である。又、現在はベンガルに於て人口一、二七八に付き一校の割合であつて、竟り英国占領前の三分一となつて居る。ベンガル州は、他の州に比較して文化高く、学校も多いのであるが、これに依り他の地方の情況も大体推察出来よう。

(註) Ibid., p. 727. 参照。

カルカッタのメソジスト僧正、フレッド・ビー・フィシャー (Fred B. Fisher) 氏は、インドとヒリッピンの教育情況を比較して言っている——

「比島に於いては一九〇〇年以来十六年間に於いて、児童就学率は五〇パーセントに昇つてゐるに、インドに於いては英国の統治百年以上となる現今に於いて、僅か二〇パーセントで、学校も七箇町村に一校の割合に過ぎない。」

(註) Fisher, Fred B.; India's Silent Revolution, MacMillan Co., 1920, p. 156. 参照。

因みにいう——英領政府がその全土に支出する教育費は、米国コロンビヤ大学が自分一校に費やす額よりも少ないとの事である。(The Modern Review, Calcutta, Sept. 1924. 参照) インド内、今なお王族の支配して居る諸国、殊にミンソール、トラヴァンコール、ヴァロダ (Mysore, Travancore, Varoda) の諸国に於いては、児童の教育情況は英領インド諸州に於けるよりも遙かに良いと云われている。

(註) Singh, Saint Nahar: Recent Educational Progress in India. Contemporary Review, London, Jan. 1918. 参照。

一九二一年国勢調査の報告に依れば、トラヴァン国に於ける有文者は、男子三割八分、女子一割七分強に昇り、コチン国では男子三割二分弱、女子一割一分半。又ヴァロダ国では、男子二割四分、女子五分弱であるに對し、英領インド諸州に於いては、男子一割四分半弱、女子二分に過ぎない。尚お一九二九年の国勢調査では、英領インド諸州の男女、通算有文者六分弱となっている。

(註) Indian Statutory Commission, Vol. 1 (1930), p. 382. 参照。

英領インド諸州に於ける教育の最大欠陥は、その教育がインド人の大衆に及んでいないに拘らず、これを不問に附して居るといふの外、インドが必要とする科学的、即ち、医、農、工、等の教育方法が、インド人の實際要求に適合しないと云う点に存することは、識者の論じている通りである。

(註) Oak, V. V.: England's Educational Policy in India. Madras, B. G. Paul, 1925. 参照。

かくの如く、インド政府の教育方針は、インド人にその機会を制限し、且つ誘導的でないに拘らず、インドは現に、ラビンドラナート・タゴール博士、及びラーマン博士の如きノベル賞受領者の外、ゼー・シー・ボーズ博士、ピー・シー・レイ博士、シャー博士 (Drs. R. Tagore, Raman, J. C. Bose, P. C. Ray) 等幾多の識徳完備の人々を出していることを誇りとする。又、過去に於いても、インド国民は世界の文明及び道徳の進歩に貢

献するを得た。

(註) (a) Seal, Dr. Brajendra Nath, Positive Sciences of Ancient Hindus, Longman Green Co. (b) Ray, Sir, P. C.; History of Hindu Chemistry. (c) Dutt, R. C.; History of Civilization in Ancient India. 参照。

然るに現在英政府の抑止的教育策は、インド大衆の教育を等閑にして、文盲者の増加を奨励するに過ぎないものであるが故に、これ全くインドに於いて（又世界に対しても）有害なる無用の長物と云う可きである。

インドに於ける英政府は、その人民に自治制を訓練しつつありとは、一般に唱えられている所であるが、成程インドにいる英人はずっと以前から何んでも民主的代表的自治政治とか云うものを持って居り、而してインド人も自治的憲法の福音を祝福はして居った。しかしながら東インド会社時代このかた、英政府の基本政策は、インド人民から自治の觀念を排撃するにあつたのだ。これがためインド人は永年の伝習に依り、自治の能力を減殺されるに至った。かつて（一八二〇年）マドラス州の知事、サー・マンロー（Sir Thomas Munro）は英当局に注意を与えたことがある。曰く——「我が当局の方針は、凡ての土人から信認と寛容を否定せんことを目標としているものであるがかかる政策がインド人を圧迫する効果は、一般に法律又は教育施設がインド人の徳性の向上を計りつつある所よりも、遙に強大なるものである。それ故、吾人はかくの如き政策には反対せざるを得ない。改良の弱き施設と改悪の強き施設とが併存するに、吾人は将来何んの進歩を予期し得よう。」

(註) Millard, Thomas E.; Conflict of Policies in Asia, p. 27. 参照。

一九三〇年代の今日、英国の統治以来百七十年余を経過し、その間講壇や委員会でがやがや言ったに拘らず、英政府の政策には、何等の基本的変化はない。インドに於ける英国帝国主義の精神は、要するにその人民を服従せしめ、而して一般的には英国人の利益の爲めに、又特別的には英国帝国主義の利益の爲めに、インド人を恒久的に搾取するにあるのだ。然かのみならず、尚お最近に於いては、英国帝国主義者共は、インドの兵

員、自然原料及び経済資源を、英国帝国主義拡大の為に利用せんと計劃しつつあるではないか。

我々の国民主義運動は、この現存の制度を変革せんことを努力しつつあるに外ならない。インドの現状に付き一米人は観察を書いて居る。

「インド人には、財政とか裁判に関する事項を担当せしめ得ない、と真先きに呑み込んだのは、ワーレン・ヘスチングであった。そしてこの信条は、以来インドの事項に関し、英国の方策上に伝統的影響を与えて来た。而して、インド国民が英国の統治に反対し、公然と事実の上に於いて反抗を為すという点まで立ち至ったのは、この信条を反駁せんが為めである。」

(註) Ibid. p. 28. 参照。

然り、英国の帝国主義者共が、インド人は英帝国の「領域地」ドミニオンなる觀念にも不適合のものと決めて居る間に於いて、我等インド国民は、その天賦の自由権を回復する為めに働きつつあるのである。

ロザーミヤー卿 (Viscount Rotheners) は、英国のこの伝統策——インドを服従せしめおく、と云うことに付き、その経済上の理由を述べて居る。曰く——

「英国内の馬鹿者は、インドから撤去する——ことを以って、恰も英国が英領グイアナを放棄しても、英帝国の繁昌には大した変化は来さないと同じ位に考えているが、しかしながら彼等は、かく軽卒に企図したその一步が、実は英帝国が列強国としての終末であると云うことに気が付かない。彼等ぼんやり連は、インドの喪失は直ちに英帝国の経済的破滅であると云うことを、知る能力がないのである。而して二百万近くの現在の失業者に更に四、五百万を加えて、如何にしてこれ等に救済を与え得るか。直ちに飢死するであらう。」

「インドは、今日も尚お英本国輸出の最大消費者であり、又インドからの輸入は米国からの輸入額に次ぐものである。英国人がインドとの貿易に依って儲ける利得がなければ、如何に仮藉なき我が大蔵大臣といえど

も、失業救済、就学下賦金、その他すべての社会政策的施設で、受恵者が『生存自働機関』と讚美して居る事項の費用を、絞り出し得ないであろう。これら恩恵的施設の完備は他国には比類の無い事で、我が英国がこれを為し得るは、唯だ一つの理由、即ち我々はかつてその工業製品に対する最大なる海外の市場を、インド三億二千万の人民に発見したからである。我々は男女を問わず、少なくともその収入一ポンドの内、四シリングは、直接間接に我がインドから得ているのである。】

(註) Daily Mail (London), June 3, 1930. (vide The Modern Review. (Calcutta), July 1930, p. 102.) 参照。

ロザーミヤール卿は反政府的煽動家ではない。従って彼は、インドに於ける英国帝国主義の特質を正直に事実のまま言っているのである。で、これに依って、英国の「インド開明事業」の正体が判るであろう。

SAMPLE
Shoshi-Shinshu.com

四 英国統治の下に喘ぐインド

英国のインド統治とは本当のところ何を意味するか。

インドと云う広大なアジア属領を持つがゆえに、異常な政治的威力を加えた英国政府や、インドから生活費と財産を搾取している英国官吏の立場からでなくして、永い栄光の過去を持ちながら、百五十年前に、不幸にも征服されて、外国の支配下に立つことを余儀なくされている三億二千万の人々が現実にも嘗める経験を土台にして見るとき、英国の統治とは一体なにを意味するか。

エドモンド・バークがワーレン・ヘスチングスのインドにおける失政を弾劾して以来、英人の中にも英国のインドに於ける暴政の数々を指弾する勇氣ある人もないではないが、しかし彼等の声は英国で不評判であり大てい揉み消されて仕舞うのだ。有りのままに述べるのが非愛国的だとか、反逆的だとかいって罵られることも稀ではない。しかし凡ての言論を圧迫しきれものではない。インドにおける征服、統治も、他の場合における征服、統治と本質的に変らないものだという証拠が、英国でもインドでもしばしば挙げられている。ここでは少し上手に行われるとか、あそこでは少し惨酷だとかいう差はあるにしても、凡ての場合、国、時代を通じてその根本的な性質は同じものだ。一国の外国征服、外国統治は武力に根底するもので、正義に根ざすもの

ではない。その結果は治者も被治者も深い害悪の底に落ち込む。剣に依る支配の行われるところ、剣のつかを
持っているものともあれ、支配せらるるものは常に冷たい刃の切尖を無気味に感じている。それは悲惨という
よりも罪悪だ。それは被征服者を背徳ならしめ、腐敗させ、捨て鉢にならせる。自尊心、向上心、自制力は
すっかりなくなつて奴隷心理が生まれ、希望と意思は消えて仕舞う。人道上最も深い害悪だ。

そもそも英国はインドにとつて何者だろうか。英国は何しにインドへ乗り込んでそこに腰を据えているの
か。

もしインドが発見された当時のアメリカの様に、いわば空っぽの土地なら、英国人がそこに移住して生活の
根を下ろす理由も分るが、インドはすでにインド人で一杯だった。また実際においても英国人がインドを永住
の地とする者は殆どない。仮りにインドが未開野蛮の人であるとすれば、英国が彼等を征服して統治の名目も
一応は成り立つかも知れぬ。しかし彼等は英国よりもずっと古くから立派な政治組織を持っていた。英本国の
誕生以前に、もはや燦爛たる文華を示していたではないか。

カーゾン卿は一九〇一年インド総督時代にデリーデリヒ (Delhi) 政庁で、演説した中に——「英国人が森林
の放浪者であつた頃、英領植民地が荒野藪林であつた頃、すでにインドは富み且つ榮えていた。インドは人類
の歴史の上に、哲学の上に、宗教の上に、地球のいかなる民族よりも偉大な足跡を印した」と讚美している。
そのインドが英国に征服されて、しかも自由なき属国として扱われている。光輝ある過去を持つインド人は、
今や自らの運命についてさえもすっかり発言を封ぜられているのだ。

カナダ首相ウィルフレッド・ローリエ氏はエドワード王戴冠式の際、ロンドンに開かれた植民地会議の席で、
——「ローマ帝国は奴隷国家から成つていたが英帝国は自由国家の星座である」と述べた。しかしインドは果
して自由国家であるか。

一九二七年九月ゼネヴァに開かれた国際聯盟総会でオースチン・チャンパーレン氏は、英帝国を「自由平等

の国民の合衆国」と称した。これらの政治家は反対の事実があることを百も承知しながら、どうしてそんな口がきけるのであろうか。

英帝国の五分の四以上を占めるインドは少しも自由でない。囚苦にあえいでいるのだ。帝国内地の五分の一の自由国民とはインド人は「平等」ではない、自由の代りに圧制を受けている。つまり英帝国は五分の一の「自由国家の星座」「自由平等国民の合衆国」と五分の四の「奴隷国家」から成り立っているというのが偽らざる事実だ。恐らくこの世界におよそ、責任を持たぬ権力ほど危険なものはあるまい。英国はインドに対していかなることをしようとも、インドから責任を問われる事なく、絶対権力を揮っている。責任なき権力の行使というような試みには、いかなる国家も堪えないであろう。危険が大きすぎる。不正、暴政も甚だしい。英本国では支配者が国家に対して嚴重に責任を負う、そして危険を避けている。カナダ政府もカナダの人民に責任を負っている。自由国家はすべて、責任政治によって政府と人民と双方を保護するのである。ところがインドでは変則である。英国はインドを統治する。しかしインドに対して微塵も政治的責任を持たない。たとえインド人が或る人類の自由とか特権を得るにしても、それは全然英国のお情けで与えられた賜物に過ぎない。少しい政治的自由でも、政治的勢力でもそれがインド人の正当な権利としてインド人に属するというようなことは、一瞬間でも英国人の許すところではない。本来それはインド人が正当な要求として堂々と英国に求むべきものであり、また英国は要求されれば拒む権利のないものである、にも拘らず英人の意志は直ちに最高の法律となり、インドは一も二もなくそれに絶対服従を強いられる。

それで結果はどうなるか。インドの利益と権利は擁護されるだろうか。被治者に対して責任を負う政治、即ち自己支配なくして、いかなる国民がその権利を保全し得るだろうか。インドを見よ、親しくインドに赴いて見るがいい。インド人が自由と自治を求むるインド人の闘争、の意義を理解するに必要な鍵をそこに見出すことが出来る。

SAMPLE
Sho ni Shu ni com